

# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 市町村主体

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など  
共通の財政支援

### 施設型給付

認定こども園 0～5歳

#### 幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、  
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを  
与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が  
保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

### 地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた  
子育て支援

### 地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・  
能力活用事業

## 国主体

仕事と子育ての  
両立支援

### 仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業  
⇒事業所内保育を主軸とした企業  
主導型の多様な就労形態に対応  
した保育の拡大を支援(整備費、  
運営費の助成)
- ・ベビーシッター等利用者支  
援事業  
⇒残業や夜勤等の多様な働き方を  
している労働者等が、低廉な価格  
でベビーシッター派遣サービス  
を利用できるよう支援